

第5章 施策及び具体的取組

この章では、取組目標 1~8 の各施策で
取り組んでいく具体的な取組内容を示します。

■ 取組目標 1 : 建設産業の魅力向上や市民理解の醸成

施策 1-1 : 建設産業の PR 事業の推進【業界団体、企業、市】

施策 1-2 : 女性がいきいきと働く姿を通じた魅力発信【業界団体、企業、市】

■ 取組目標 2 : 建設産業の働き方改革の推進

施策 2-1 : 工事発注における週休 2 日の取組の推進【企業、市】

施策 2-2 : 適正な工期及び業務履行期間の設定【市】

施策 2-3 : 施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】

施策 2-4 : 受注者の作業効率化の推進【市】

施策 2-5 : 労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】

■ 取組目標 3 : 担い手確保に向けた取組の推進

施策 3-1 : 担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】

施策 3-2 : 建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の拡充【市】

施策 3-3 : 女性にとっても働きやすい環境づくりの推進【市】

施策 3-4 : 技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】

施策 3-5 : 企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企業、市】

施策 3-6 : 各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】

■ 取組目標 4 : 人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の支援

施策 4-1 : 企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用【市】

施策 4-2 : 建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討【市】

■ 取組目標 5 : 企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保

施策 5-1 : 適正な予定価格の設定【市】

施策 5-2 : 中長期的な事業量の見通し【市】

施策 5-3 : 地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】

施策 5-4 : 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施【企業】

施策 5-5 : 下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】

■ 取組目標 6 : 生産性向上につながる i-Construction の推進

施策 6-1 : ICT 活用工事の拡大【市】

施策 6-2 : i-Construction による事業の効率化【企業、市】

施策 6-3 : ICT 施工の導入促進策の検討【市】

施策 6-4 : 受注者の作業効率化の推進【市】（施策 2-4 再掲）

■ 取組目標 7 : 建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施

施策 7-1 : 企業の事業承継などの取組への支援【市】

施策 7-2 : 関係業界との連携強化【企業、市】

施策 7-3 : 札幌市産業人材創出推進本部や関連計画等との連携【市】

施策 7-4 : 教育分野との連携【市】

施策 7-5 : 他機関の建設産業関連施策との連携【市】

■ 取組目標 8 : 将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討

施策 8-1 : 地元建設産業の持続的な体制確保に向けた中長期的課題の検討【市】

施策 8-2 : 国の政策に関する要望の対応検討【市】

施策 8-3 : 官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】

■ 取組目標 1：建設産業の魅力向上や市民理解の醸成

施策 1-1：建設産業の PR 事業の推進【業界団体、企業、市】

建設現場の労働環境の改善に向け、これまで業界を挙げた取組により改善が図られてきているものの、就職後の労働環境や人間関係等を不安視する若者や、子の就職先として反対する親は依然として多いなど世間一般にはネガティブなイメージを持たれています。その一因として、情報発信の不足も挙げられています。

建設産業の担い手確保のためには、建設産業の果たしている社会的役割、魅力や働き方改革の取組などについて正しく伝え、理解を醸成していくことが必要です。これまで業界団体、企業や札幌市を含む行政においても各種 PR の取組が展開されていますが、今後も学生や一般市民に対して高い PR 効果を発揮できるように、関係機関と連携を図りながら、各種 PR の取組を一層推進します。

1-1-1 施設見学、各種ツアー、建設産業ふれあい展などの PR 事業の継続・拡大

(取組・方向性)

- ・札幌市の PR 事業は今後も継続を基本とし、高校生・大学生等を対象とする施設見学会等については、新規の対象となる学校がある場合は実現に向けて検討します。**拡充**
- ・関係機関と連携を図り、既存の PR イベントの活用に向けた調整を行うとともに、新規イベントなどの効果的な実施に向けて検討を進めます。**新規**
- ・PR の取組を拡大する際には、学生全般、保護者、学校教諭、既卒者など、対象を広く捉えるよう留意します。検討項目の例及び PR 内容の留意事項を以下に示します。**拡充**

PR の取組拡大に向けた検討項目のイメージ

- ・既存の PR イベントの継続・拡大（親子・女子対象の施設見学ツアー³²、学生向け現場見学会³³、建設産業ふれあい展³⁴、ワク！WORK！学校祭³⁵など）
- ・PR 用パンフレットの作成・頒布
- ・建設業界と札幌市が共催する新規 PR イベント
- ・小・中学生やその保護者に建設産業の大切さ等を知ってもらうための様々な機会の活用（地域での工事現場の見学会開催や雪体験授業³⁶との連携など）

（参考）PR の内容に関する留意事項

- ・PR の内容については、次に示す項目などを対象に応じて構成し、効果的なものとなるよう留意します。
- ※建設産業の仕事の魅力、社会的必要性、企業に就職するまでのルート、労働環境に対する悪いイメージの払拭、安心できる地元の就職先、女性の視点、見学会や就業体験機会の提供など

1-1-2 建設産業の魅力を伝える PR パンフレット等の制作及び活用

（取組・方向性）

- ・建設産業の魅力を的確に伝えるため、対象毎に PR パンフレットを制作し、様々な PR イベント等において活用します。 **新規**
※PR パンフレットの対象例：①高校生、②小中学生、③女子学生
- ・PR パンフレット等は、データ化して札幌市、業界団体、企業のホームページ等での活用も促します。 **新規**
- ・PR 動画の制作などについても検討します。 **新規**

³² 【親子・女子対象の施設見学ツアー】札幌市が主催している「夏休み親子土木施設見学ツアー」や「土木施設めぐり女子ツアー」などの現場見学ツアー。

³³ 【学生向け現場見学会】札幌市が高校や大学の土木系学科の学生を対象とした土木施設の現場見学会。

³⁴ 【建設産業ふれあい展】市民に建設産業を身近に感じてもらうための札幌駅前通地下歩行空間で開催するイベント（北海道庁と札幌市の共催）。

³⁵ 【ワク！WORK！学校祭】札幌市が主催する高校生（学科問わず）を対象とする進学・就職の総合的な体験型展示イベント。

³⁶ 【雪体験授業】札幌市が小学校高学年を対象に実施している除雪に関する体験学習。

1-1-3 札幌市や建設業界のホームページの活用等による情報発信体制の充実

(取組・方向性)

- ・ 業界団体、企業からの積極的な情報発信が建設産業や各企業に対する理解促進につながることから、業界団体、企業のホームページ・SNS等の開設拡大・内容充実を図ることにより、情報発信の強化を目指します。**新規**
- ・ 札幌市の情報発信について、市の取組を集約するほか、他機関の助成制度、国の取組や通知、企業の働き方改革の成功事例など、各企業が活用できる幅広い情報を掲載するための見直しを図ります。**新規**
- ・ 業界団体、企業のホームページ活用による情報発信を促進するため、ホームページ開設等に対する支援策を検討します。また、各企業のホームページ上に建設産業のPRパンフレットの掲載を促します。**新規**



夏休み親子土木施設見学ツアー



土木施設めぐり女子ツアー（お茶会）



学生を対象とした現場見学会



建設産業ふれあい展

施策 1-2 : 女性がいきいきと働く姿を通じた魅力発信【業界団体、企業、市】

女性にとっても働きやすい環境を整備することは、全ての就業者が働きやすい環境を整備することにつながります。建設産業でいきいきと働く女性の姿は建設産業のイメージを大きく変えるとともに、入職者の増加にもつながることから、女性が働く姿を通して魅力を発信します。

1-2-1 女性技術者等が参加するイベントの実施

(取組・方向性)

- ・女性就業者の入職促進や離職防止を図るため、「土木施設めぐり女子ツアー³⁷」などで女性就業者や女子学生に交流の場を提供することにより、入職に対する不安を払拭するとともに、社会人になった後の人脈形成を促進します。また、こうした場での体験談や、参加した学生の声などを、PR に活用します。新規

1-2-2 女性の活動団体との連携強化

(取組・方向性)

- ・建設産業に関わる女性主体で構成される活動団体との連携強化により、企業の枠を超えて女性の技術者等が集まり、交流・研修・PR 等に精力的に取り組むことで、建設分野における女性活躍を推進するとともに団体の活動に対する支援策を検討します。新規

³⁷ 【土木施設めぐり女子ツアー】札幌市内の土木系の学科に所属する女子学生を対象に、現場見学や建設産業の女性就業者との交流を通じて、建設産業の魅力を伝えるとともに、現場で働くイメージを掴んでもらうことを目的として札幌市が開催するツアー。

■ 取組目標 2：建設産業の働き方改革の推進

施策 2-1：工事発注における週休 2 日の取組の推進【企業、市】

週休 2 日は、若年層の入職先として選ばれる産業を目指すうえで必要であるとともに、建設産業の働き方改革の実現に向けて中核となる取組であることから、受注者が建設現場の週休 2 日の取組を導入しやすいように、発注者は必要な環境整備を図るなど受注者の取組を促進する施策を講じる必要があります。

なお、札幌市の発注工事は、施設の運用や関連工事との調整などの現場条件によっては、週休 2 日の導入が適していない工事があることに留意する必要があります。また、1 年単位の変形労働時間制³⁸の導入により作業効率の良い積雪前までの時期を有効活用するなど、各企業は工夫しながら改正労働基準法³⁹への適合を図っているように、多様な働き方が存在することに配慮する必要があります。

2-1-1 週休 2 日工事の実施拡大

(発注者の取組)

- ① 工事での週休 2 日実施を希望する企業が導入しやすい環境を整えるため、週休 2 日を前提とした工期を確保し、可能な限り週休 2 日工事⁴⁰（受注者希望型⁴¹）を採用します。そのために、工期の制約を受けるような場合についても、事業計画の段階から予算を含めて週休 2 日を考慮したスケジュールを検討します。**拡充**
- ② 週休 2 日工事達成時の工事成績加点⁴²等の取扱いについては、工事の性質上適用できない工事が不利とならないよう配慮します。**継続**
- ③ 週休 2 日の導入と併せて、関連する次の取組についても最大限考慮します。**拡充**
 - ・ 工事発注の際には、工期設定要領に基づき適正な工期を確保します。【施策 2-2-1】

³⁸ 【変形労働時間制】労働基準法に規定された、労働時間を月単位・年単位で調整するなどの運用を弾力的に行う制度。

³⁹ 【改正労働基準法】働き方改革関連法（2018.6 成立）を構成する 8 本の改正法の一つで、時間外労働の罰則付き上限規制が導入された。（⇒第 3 章 p11 参照）

⁴⁰ 【週休 2 日工事】建設現場における週休 2 日の確保などによる働き方改革の実現に資する取組として、札幌市が試行的に導入している工事。週休 2 日の履行が確認できた工事については、工事経費の補正及び工事成績評価における加点評価を行う。

⁴¹ 【受注者希望型】週休 2 日の工事現場での取組について、受注者が希望する場合に実施する「受注者希望型」と、工事発注時に実施を義務付ける「発注者指定型」がある。

⁴² 【工事成績加点】札幌市の週休 2 日試行工事要領では、工事着手日から工事完成日までの期間において、現場閉所日数の割合が 4 週 8 休以上の履行が確認できた場合に、工事成績評価において加点を行うこととしている。

- ・労働時間縮減に向けた書類簡素化や作業効率化等の取組を推進します。
【施策 2-4-1～2】
- ・工事の余裕期間制度（フレックス方式）の採用が可能な現場については極力採用します。【施策 2-3-3】

（受注者の取組）

- ① 働き方改革の実現のため、週休2日の導入等に積極的に取り組みます。
[拡充]
 - ② 週休2日の導入と併せて、関連する次の取組についても最大限考慮します。
[拡充]
- ・下請契約の締結等は、国の通知に基づき適正に実施します。
【施策 5-4-1】
 - ・下請企業においても、月給制⁴³の導入を考慮するなど、労働者の週休2日の希望に応えることのできる労働環境の確保を目指します。

2-1-2 週休2日の導入を考慮した補正率の見直し

（取組・方向性）

- ・週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正⁴⁴などについては、国や他の地方自治体の動向を踏まえ、適切に対処します。
[継続]
- ・国や北海道が補正率等の見直しを行う場合には、市としても速やかに追従できるよう対応を図ります。
[継続]

⁴³ 【月給制】賃金を月単位の労働に対して定める制度。

⁴⁴ 【週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正】札幌市の週休2日試行工事要領では、工事着手日から工事完成日までの期間の現場の閉所状況に応じた経費の補正を行うこととしている。

施策2-2：適正な工期及び業務履行期間の設定【市】

長時間労働の是正や週休2日の確保など建設産業の時間外労働の上限規制⁴⁵の適用に向けた環境整備に配慮して、発注者として週休2日の確保を前提とする適正な工期及び業務履行期間の設定に努めます。

2-2-1 週休2日の確保を前提とした工期等の設定

（取組・方向性）

- ・事業計画の検討段階からスケジュールや予算を含めて週休2日を考慮します。**拡充**
- ・工事発注の際には、工期設定要領⁴⁶に基づき適正な工期を確保します。**継続**
- ・設計業務においても標準的な履行期間を設定するため、国の「履行期間設定支援ツール⁴⁷」の導入状況などを踏まえつつ、適正な履行期間を確保する取組を検討します。**新規**

2-2-2 業務履行期間の変更等の柔軟な運用

（取組・方向性）

- ・災害発生時には、緊急の調査・設計業務や応急復旧工事などへの従事が、他の業務や工事より優先される必要があります。このように、履行条件に変更があった場合は、札幌市委託業務契約約款⁴⁸等の規定に基づき、業務履行期間の延長等に対して適切かつ柔軟な運用を図ります。**継続**

⁴⁵ 【時間外労働の上限規制】働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業は5年の猶予期間後の2024年4月から時間外労働の上限規制が適用される（建設関連業は猶予期間の対象外）。

⁴⁶ 【工期設定要領】札幌市が発注する土木工事や営繕工事の工期設定に際し、週休2日を踏まえた適正な工期設定方法や関連事項について定めたもの。

⁴⁷ 【履行期間設定支援ツール】国土交通省が設計業務の品質確保に関する取組として過去の実績を基に作成した、設計業務等の標準的な履行期間を設定するための支援ツール。

⁴⁸ 【札幌市委託業務契約約款】委託者及び受託者が、委託業務の契約を履行する際に基づかなければならない約款。

施策 2-3 : 施工時期及び業務履行期限の平準化の推進【市】

限られた人材や資機材等で計画的・効率的に工事等を執行するため、施工時期及び業務履行期限の平準化の取組を推進するとともに、工事の余裕期間制度（フレックス方式）⁴⁹の活用が可能なものについては積極的に活用を図ります。

2-3-1 債務負担行為の活用等による工事の早期発注の継続・拡大

（取組・方向性）

- ・工事の平準化や適期施工の取組として、これまでも債務負担行為の活用⁵⁰等により早期発注に努めているところであり、今後においても、発注件数のバランスに留意しながら、引き続き債務負担行為の活用等を図ることで平準化を推進します。継続

2-3-2 業務履行期限の平準化の推進

（取組・方向性）

- ・業務履行期限が年度末に集中するのを防ぐため、早期発注する業務を増加し平準化を進めます。拡充
- ・品確法⁵¹の改正で、繰越明許費⁵²や債務負担行為の活用が明文化されたことを受けて、設計業務等の早期発注に向けた活用についても検討します。

新規

⁴⁹ 【工事の余裕期間制度（フレックス方式）】工事の受注者の円滑な工事体制の整備を図ることを目的とし、全体工期内で受注者が決定する工事の始期と終期で契約締結を行う制度。

⁵⁰ 【債務負担行為の活用】施工時期等の平準化を図るため、単年度会計の例外である債務負担行為を設定し、新年度の工事等の入札・契約を前年度に行うことにより、前年度中又は新年度当初の工事着工を可能とするもの。

⁵¹ 【公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）】公共工事の品質確保に関する責務、品質確保のための基本理念、基本方針を明記し、受注者の技術的能力の審査等を義務付けることにより、品質確保促進を図ることを目的とした法律。（最近改正 2019.6）

⁵² 【繰越明許費】歳出予算のうち、その性質上又は予算成立後の事由により年度内に支出が終了しないと見込まれるものを、予め議決を経て翌年度に繰越し使用できるもの。

(参考) 品確法の改正について

- ・ R1.6 の品確法の改正において、第7条「発注者等の責務」に次の内容が規定されました。
 - ①公共工事等（調査及び設計を含む）の実施時期の平準化を図るため、「繰越明許費又は債務負担行為の活用による翌年度にわたる工期等の設定」「中長期的な公共工事等の発注見通しの作成等」を行うこと
 - ②公共工事等の従事者の労働時間等が適正に確保されるよう、適正な工期を設定すること

2-3-3 余裕期間制度（フレックス方式）対象工事の活用**(取組・方向性)**

- ・ 工事の余裕期間制度（フレックス方式）は、円滑な工事体制の整備や働き方改革の推進につながるなど、受注者にとってのメリットがあるため、適用可能な工事については対象件数の拡大を目指します。**拡充**

※導入時は試行により課題の把握に努めます。

(参考) 工事の余裕期間制度（フレックス方式）について

- ・ 受注者の円滑な工事体制の整備を図ることを目的とし、全体工期内で受注者が決定する工事の始期と終期で契約締結を行う制度。受注者にとって、技術者の最適な配置、資機材の有効活用を図ることで、人手不足の緩和、働き方改革の実現、残業時間の縮減などの効果に結びつくことが期待されます。
- ・ なお、庁舎営繕工事⁵³やプラント工事⁵⁴など、施設の運用に関わる場合や工期に制約のある工事については適用が難しい場合もあります。また、冬期施工による品質低下が生じないような運用が必要です。

⁵³ 【庁舎営繕工事】札幌市が所有する建築物の新築・増改築・修繕工事などを一括して総称する。

⁵⁴ 【プラント工事】水道、下水道、ごみ処理などの処理施設の設備に関連する工事を指す。

施策 2-4 : 受注者の作業効率化の推進【市】

建設産業では人材不足が進むなか、改正労働基準法への適合と働き方改革の取組が求められる状況となっています。また、令和元年度に改正された品確法においては、公共工事に関する測量、調査及び設計が法の対象に追加されたことにより、業務成果の品質向上が求められることとなりました。そのため、工事や業務の作業効率化に資する取組を推進します。

2-4-1 工事に係る事務の効率化

(取組・方向性)

(1) 工事書類及び検査の簡素化

- ・工事書類の簡素化について、北海道建設部での工事書類の標準化・簡素化の取組⁵⁵と同様の取組を進めるなどにより、受注者の工事事務の軽減を図ります。**拡充**
- ・中間技術検査⁵⁶については、負担増につながっている可能性も考慮し、簡素化を検討します。**拡充**

(2) 電子納品の推進

- ・電子納品⁵⁷については、工事事務の効率化のほか、品質向上、情報の長期保存、コスト縮減等に効果があることから、受注者の負担に配慮しつつ、国土交通省の要領⁵⁸に準拠した電子納品を推進します。**拡充**

(3) ASP の導入推進

- ・ASP (情報共有化システム)⁵⁹の活用により工事事務の効率化を図るため、受注者の負担に配慮しつつ、導入を推進します。**拡充**

⁵⁵ 【北海道建設部での工事書類の標準化・簡素化の取組】北海道建設部が共通仕様書で定める 91 様式のうち、13 様式を提出不要とするほか、7 様式の自由様式化や他官庁との様式統一などの標準化・簡素化を図るもの。

⁵⁶ 【中間技術検査】工事完了の前に実施する品質確保のために行う検査で、特記仕様書で 1 回以上の検査実施を義務付けている。

⁵⁷ 【電子納品】調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品すること。

⁵⁸ 【国土交通省の要領】工事完成図書電子納品等要領（2019.4 改定）

⁵⁹ 【ASP (情報共有化システム)】書類、写真、スケジュール等の現場管理や監督に必要な情報を、受発注者がシステム上で情報を交換・共有する情報共有化システムであり、国土交通省の発注工事では導入が進められている。

2-4-2 業務等の効率化に資する取組

(取組・方向性)

- ・設計等の業務の発注者は、受注者の時間外や休日の作業・打合せを前提とした指示を行わないこと（ウィークリースタンス）や、受注者からの質問に対して速やかに返答すること（ワンデーレスポンス）など、受注者の環境改善につながる対応について徹底を図ります。**拡充**
- ・このほかに、条件明示の徹底、業務スケジュールの適切な管理などの効率化に資する取組についても、受注者の意向を踏まえながら効果的に取り入れることを検討します。**新規**
 ※着手時の打合せ等において、業務履行に活用する項目について確認を行うこととします。
- ・工事においても、ウィークリースタンス、ワンデーレスポンスおよび条件明示の徹底等については業務と同様の取り扱いとするほか、その他の効率化に資する取組についても受注者が希望するものについては、着手時の打合せ等において活用する項目を確認し、取組の推進に努めることとします。**新規**

<表7 業務等の効率化に資する取組項目>

取組項目	取組の内容
①ウィークリースタンス	打ち合わせ時間や資料作成に関する依頼時間・期限日等に配慮する
②ワンデーレスポンス	受注者からの質問・協議に対して発注者からの回答（指示）を速やかに行う（原則1日以内、困難な場合は受発注者協議の上、回答期限を設けるなど）
③条件明示の徹底	業務等の発注時において必要な諸条件等の明示を確実に実行し、受発注者間で情報共有する
④業務確認会議	設計方針や設計条件等の確認を、受発注者が一堂に会し実施する
⑤合同現地踏査	受発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点等の情報共有を図る
⑥業務スケジュールの適切な管理	業務の進捗状況、懸案事項等について受発注者が共有し、業務を円滑に実施する（業務スケジュール管理表の活用など）
⑦照査の確実な実施	照査に必要な期間を確保する等の環境整備を行う

施策 2-5 : 労働時間縮減に向けた取組の推進【企業】

建設産業の各企業は、時間外労働の上限規制⁶⁰への対応や、就業者の適正な休暇の取得に向けて、労働時間縮減の取組を推進します。

2-5-1 各企業での週休2日の確保、または年間トータルでの休暇取得の推進

(取組・方向性)

- ・ 工事や業務の受注者においても、工事や業務の規模、難易度や地域の実情、不稼働日⁶¹等を踏まえた適正な工期を確保するとともに、下請業者も含めて工程管理の徹底を図ります。 **継続**
- ・ 現場では週休2日の確保を目指すこととし、土日閉所⁶²が可能な現場では、その促進を図ります。 **拡充**
- ・ 現場条件やその他の理由により週休2日の確保が難しい場合も含めて、現場で働く全ての人が年間トータルでの適正な休暇を取得できるよう努めます。 **拡充**
- ・ 建設業界全体の意識の醸成のために、国や道・市の発注工事で一体的に行う統一土曜閉所⁶³等に、積極的に取り組みます。 **拡充**

⁶⁰ 【時間外労働の上限規制】働き方改革関連法による改正労働基準法において、建設業は5年の猶予期間後の2024年4月から時間外労働の上限規制が適用される（建設関連業は猶予期間の対象外）。

⁶¹ 【不稼働日】休日、降雨日、降雪期、出水期や現場状況を考慮した作業不能日数を指す。

⁶² 【土日閉所】土曜日曜に、現場事務所での作業を含めて現場が閉所された状態を指す。

⁶³ 【統一土曜閉所】都道府県単位で、行政と業界団体が連携して実施する統一の現場一斉閉所の取組。

■ 取組目標 3：担い手確保に向けた取組の推進

施策 3-1：担い手確保に向けた取組の積極的な実施【企業】

人材不足を課題に抱える各企業では、働き方改革や就業環境の整備、人材確保・育成などの取組を進めていかなければならない状況です。各企業の取組は建設産業全体の担い手確保においても不可欠であり、各種支援策などを活用しながら積極的に取組を進めていくことが必要です。

3-1-1 働き方改革や就業環境の整備、人材育成の推進

（取組・方向性）

- ・各企業が就職先として選ばれ、就業者の定着や能力発揮につなげるため、働き方改革や就業環境の整備、人材育成等の取組の推進を図ります。 拡充

【各企業が取り組む項目の例】

休日の確保、時間外労働の縮減、給与水準の引き上げによる処遇改善、ワーク・ライフ・バランスの推進、女性にとっても働きやすい職場環境の整備、福利厚生 の充実、研修制度の充実、資格取得（多能工化⁶⁴）の促進、建設キャリアアップシステム⁶⁵の導入など

⁶⁴ 【多能工化】建設工事において連続した複数の異なる作業や工程等を遂行するスキルを有する個人、あるいはそれを可能にする生産システム。地域建設産業における生産性向上において重要性が高まってきている。

⁶⁵ 【建設キャリアアップシステム】個々の技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、ICカードを通じてシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステム。2019年4月運用開始。

3-1-2 学生等の入職促進等に向けたインターンシップ等の取組の推進

(取組・方向性)

- ・学生等の入職促進及び離職防止効果があるインターンシップ⁶⁶の実施や、入職希望者に対する見学受入などの取組を推進します。【拡充】
- ・インターンシップについては、札幌市の助成制度の活用を図るほか、個々の企業での実施が難しい場合については、札幌市や札幌商工会議所が主催するインターンシップ事業や、さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会⁶⁷の職場体験実習等の各種事業の活用についても考慮します。【拡充】

3-1-3 社員 10 人未満の企業における入職促進等に向けた取組の推進

(取組・方向性)

- ・就業規則の作成・届出義務のない社員 10 人未満の企業においても、就業規則の作成に努めます。【新規】

(参考) 就業規則について

- ・就業規則は社員 10 人以上の場合に作成・届出義務があります。(労働基準法第 89 条)
- ・10 人未満の企業でも採用時に就業規則に書かれた労働条件を明示することで、入職促進・離職防止の効果が期待されます。

3-1-4 企業 PR や求人等の各種情報発信の推進

(取組・方向性)

- ・各企業や業界団体からの積極的な情報発信が各企業や建設産業に対する理解促進につながることから、企業や業界団体のホームページや SNS 等の開設拡大・内容充実を図ることにより、情報発信の強化を目指します。【施策 1-1-3】【新規】

⁶⁶ 【インターンシップ】学生が就業前に企業などで「就業体験」を行うこと。入職増加や離職防止の効果があるとされている。

⁶⁷ 【さっぽろ季節労働者通年雇用促進支援協議会】札幌市域を対象とする通年雇用促進支援事業の実施主体として、札幌市が中心となって設立した協議会。通年雇用促進支援事業は、季節労働者を支援し、季節労働者の通年雇用化を促進することを目的とした厚生労働省の委託事業として、セミナーや求人開拓、合同企業説明会等の各種事業を実施。

施策3-2：建設産業の活性化に資する取組に対する助成制度の拡充【市】

札幌市では、2015年度に建設業人材確保・育成支援事業⁶⁸を立ち上げて、女性の就業環境向上やインターンシップに取り組む企業等に対する助成事業を一部で実施してきましたが、建設産業の担い手確保や生産性向上に向けた取組を更に推進するため、既存助成制度の見直しや新規助成制度を検討し、企業の取組を支援します。

3-2-1 既存の助成制度の見直し（建設業人材確保・育成支援事業）

（取組・方向性）

（1）対象工事等の発注部局の拡大、助成対象の要件緩和の取組

- ・対象局の拡大：対象となる局を拡大し、全庁的な取組として制度を活用します。拡充
- ・インターンシップ助成⁶⁹要件の緩和：現行の3日間実施に対して企業の負担が少ない2日間に要件緩和を行い、企業の取組を促進します。拡充

（2）免許取得に対する助成制度の対象拡大の検討

- ・建設機械運転免許取得助成対象⁷⁰の拡大：現行制度は除雪オペレーターの確保を目的に大型特殊免許を対象としています。今後は建設企業の若年就業者の確保の促進を図るため、他の免許（大型免許、中型免許等）への拡大を検討します。拡充
 ※2t貨物トラック等は、H29.3までの普通免許で運転可能であったのに対し、それ以降は新普通免許では運転できず、準中型免許が必要。

（3）女性就業者の労働環境整備に対する助成制度の見直し検討

- ・女性就業者の労働環境の向上を図るため、建設現場などの女性用トイレ及び更衣室の設置に対する助成を実施しています。今後は国の実施している「快適トイレ設置⁷¹」の適用も検討し、男性就業者も含めた環境整備の取組拡大を図ります。拡充

⁶⁸ 【建設業人材確保・育成支援事業】札幌市が平成27年度に創設した建設業の支援事業で、企業の人材確保・育成に係る取組を支援するための助成事業と建設業の意義や魅力を伝えるためのPR事業を実施。

⁶⁹ 【インターンシップ助成】当年度又は過去5年の間に、札幌市建設局又は下水道河川局所管の工事又は土木設計・調査及び測量を受注した企業で、学生や就職希望者を対象にインターンシップを3日以上実施した企業に対して10万円を助成。

⁷⁰ 【建設機械運転免許取得助成】札幌市発注の除雪関連業務を受注した事業主に対し、雇用者が大型特殊自動車免許を取得する際に、教習にかかる費用の2分の1に相当する額（上限4万円）を助成。

⁷¹ 【快適トイレ設置】男女ともに快適に使用できる仮設トイレとして国が定めた標準仕様を満足したトイレ。快適トイレの仕様として、洋式便座、水洗機能、臭い逆流防止機能等の標準仕様を満たすもので、かつ、入口の目隠しの設置、鏡付き洗面台、衛生用品などの付属品を備えるもの。

(4) 手続きの簡素化の検討

- ・助成制度の利用拡大に向けて、使い易い制度と事務処理の効率化を目指して、申請手続きの簡素化を検討します。**拡充**

3-2-2 建設産業の担い手確保等の取組に対する支援策の検討

(取組・方向性)

(1) 建設産業の担い手確保等に向けた企業の取組に対する助成制度の検討

- ・建設産業の担い手確保等に向けた企業の取組を広く支援するため、建設業担い手対策支援事業補助金⁷²（北海道）（構成員が一市町村に限定されない団体）や、道内建設業担い手確保助成事業⁷³（北海道建設業信用保証：地方建協を通じて申請）の助成を受けられない団体においても、担い手確保の様々な取組に活用できる助成制度を検討します。**新規**

※新規採用職員等を対象とした研修開催や建設業のPRの取組費用等の補助を想定

※国家資格取得等に対する支援について、既存の支援制度を踏まえ、効果的な制度を検討

(2) 企業の情報発信体制等の取組に対する支援策等の検討

- ・企業のホームページ整備【施策 1-1-3、3-1-4】や就業規則作成【施策 3-1-3】等に対する支援策を検討します。**新規**

3-2-3 建設現場での生産性向上等の取組に対する支援策の検討

(取組・方向性)

- ・市街地工事でのICT施工を促進するため、ICT建機⁷⁴のリース料に係る持ち出し費用の発生などの課題を踏まえ、支援策を検討します。【施策 6-3-1】**新規**

⁷² 【建設業担い手対策支援事業補助金】北海道内で構成員の所在地が一市町村に限定されない団体等を対象とし、入職促進・定着促進・生産性向上に資する取組について、補助対象経費の2分の1以内（1申請あたり100万円以内）を補助。

⁷³ 【道内建設業担い手確保助成事業】北海道内の建設業界団体を対象とし、高校生等を対象とした建設業の研修会・現場見学会等や資格取得支援など、担い手確保に資する事業について、総事業費の10分の9（1事業180万円以内）を限度として助成。

⁷⁴ 【ICT建機】ICT技術を活用するため、マシンコントロール又はマシンガイダンスシステム搭載により施工の省力化に資する建設機械。

3-2-4 他機関の人材確保・育成に資する取組への支援等

(取組・方向性)

- ・小中学生が建築関連の専門工事業の技能を体験できる「技能フェスティバル⁷⁵」(札幌地方職業能力開発協会が開催)の開催を支援します。継続
- ・職業能力開発促進法⁷⁶に基づき認定を受けた団体・法人等(建築、鉄筋、左官、塗装関係など)が実施する職業訓練の経費に対する補助を行います。継続

施策3-3：女性にとっても働きやすい環境づくりの推進【市】

女性の入職が増加し、能力を発揮できる機会が確保され、働きつづけられる建設産業を目指すため、札幌市の男女共同参画の取組との連携を図りつつ、職場の環境整備などに取り組む企業に対する支援や、先進事例の情報発信などの施策を検討し、女性にとっても働きやすい環境づくりを推進します。

3-3-1 建設現場での女性の労働環境改善などに対する支援

(取組・方向性)

- ・札幌市では、2015年度から実施している建設業人材確保・育成支援事業において、建設現場等での女性用トイレ及び更衣室の設置、または女性用装備品の購入に対する助成を行い、労働環境の改善の取組をサポートしています。今後も見直しを図りながら、取組を継続いたします。【施策3-2-1】継続

⁷⁵ 【技能フェスティバル】建築・左官・塗装・板金などの技能士等による実演、ものづくり体験コーナー、作品展示、即売、ステージアトラクションなどを行うイベント。

⁷⁶ 【職業能力開発促進法】職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もって、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする法律。

3-3-2 札幌市の男女共同参画に関する取組・施策等との連携強化

(取組・方向性)

- ・建設産業での女性にとっても働きやすい環境づくりの推進に向けて、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に定める市町村推進計画を包含するものとして策定された「第4次男女共同参画さっぽろプラン⁷⁷（計画期間 2018～2022 年度）」との整合性を図りながら、既存の取組との連携を図ります。**拡充**
- ・国土交通省が 2020 年 1 月に策定した「女性の定着促進に向けた建設産業行動計画」に示された取組内容などを参考にして、建設産業で働く女性を応援する取組などを検討します。**新規**

<表 8 札幌市の男女共同参画に関する既存の取組の例>

取組	取組の内容
女性活躍に向けた働き方改革サポート事業	企業向けに女性が活躍しやすい環境整備に関するセミナーの開催、働き方改革事例集の作成などを通じて、企業へ波及・浸透させることで女性が働きやすい環境づくりを支援する事業
男女が共に活躍できる職場づくり応援事業	ワーク・ライフ・バランスや女性活躍の推進に積極的に取組企業の認証や支援を行う事業



女性活躍に向けた働き方改革サポート事業
(企業向けセミナー)



女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり
(参加企業の取組支援)

⁷⁷ 【第4次男女共同参画さっぽろプラン】札幌市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画（計画期間：2018年から2022年）。

3-3-3 女性にとっても働きやすい環境づくりに資する取組の検討

(取組・方向性)

(1) 女性の活躍に取り組む企業に関する情報発信の検討

- ・女性の活躍に関する先進的な取組を行う企業の情報については、建設産業への入職を志す女性にとって重要な情報であることを踏まえ、札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度や「えるぼし」認定制度の認証等を取得した企業の優良事例の情報発信を検討します。 拡充

(2) 女性にとっても働きやすい環境づくりの取組に関する情報発信

- ・新規で女性採用を検討する企業においては、女性を雇用するうえでの環境整備や育成方法その他についての成功モデルやノウハウに関する情報が必要であることを踏まえ、札幌市が札幌商工会議所と連携して実施する「札幌市女性活躍に向けた働き方改革ロールモデルづくり⁷⁸」事業のモデル企業の取組に関する情報発信を行うなど、女性が働きやすい職場環境づくりを目指す企業に対して先進事例を提供します。 拡充
- ・市が専門家を招聘してセミナーを開催する等の支援策についても検討を進めます。 拡充

<表9 女性の活躍に取り組む企業等の認証・認定制度の例>

認証・認定制度	制度の内容
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度 (札幌市) 	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業を認証する制度に女性活躍に関する要素を追加した制度
「えるぼし」認定制度 (厚生労働省) 	女性活躍推進法に基づく一定基準を見たし、女性の活躍推進に関する状況などが優良な企業を認定する制度

⁷⁸ 【札幌市女性活躍推進に向けた働き方改革ロールモデルづくり】女性活躍や働き方改革を課題とする市内企業に社会保険労務士等の専門家を派遣し、コンサルティング支援を行うもの。また、企業と専門家の取組内容はロールモデル集として市内企業に広く波及させ、働き方改革に取り組む企業を増加させる。

施策 3-4 : 技術者及び技能労働者の採用に向けた取組等への支援【市】

企業の技術者や技能労働者の採用の取組等への支援として、各企業の企業紹介や求人情報の情報発信、合同企業説明会等の効果的な支援策を検討します。

3-4-1 建設産業の合同企業説明会等に対する支援策の検討

(取組・方向性)

- ・ 業界団体または企業が開催する合同企業説明会等の支援策について検討します。 **新規**
- ・ 建設産業に特化した合同企業説明会を札幌市が開催するなどの支援策について検討します。 **新規**

3-4-2 採用説明会等に活用できる建設産業PR資料の作成、共用

(取組・方向性)

- ・ 採用説明会等に活用できるPR用媒体(パンフレット等)を作成します。【施策 1-1-2】 **新規**
- ・ 他の団体や企業等が作成した既存のPR用媒体についても、共用が可能なものについては、様々なイベントや採用説明会等での活用を促進します。 **新規**

3-4-3 企業情報の周知に関する支援策の検討

(取組・方向性)

- ・ 建設関連企業がホームページを通じて自社の紹介や求人情報等を発信する際に、求職者が札幌市の建設産業のホームページを通じて各企業の求人等の情報を得やすくなるような支援策を検討します。 **新規**

3-4-4 企業向けの勉強会やセミナーの開催

(取組・方向性)

- ・ 建設産業の各企業が入職者の確保や離職防止に向けた取組等について学ぶ機会を提供するため、札幌市主催による勉強会やセミナーを開催します。 **拡充**

施策3-5：企業の枠を超えた若者・女性の活動に対する支援【業界団体、企業、市】

若者や女性の活躍は建設産業の持続的な体制の確保に不可欠であります。市内企業において若者や女性を数多く雇用する企業は少数であるため、同世代での情報交換等が可能となるよう、合同研修など企業の枠を超えた横のつながりを創出する機会の確保を支援します。

3-5-1 若者・女性の活動との連携や横のつながりを創出する機会確保等の支援**(取組・方向性)**

- ・若者や女性の育成に向け、企業の枠を超えた横のつながりの機会を確保するため、若者・女性の活動等との連携推進を図るとともに、建設産業の市内企業に入職した若手就業者を対象とした合同職員研修の開催等の支援策を検討します。**新規**
- ・女性の活動団体との連携強化や支援の取組を検討します。【施策 1-2-2】**新規**

施策3-6：各種支援制度等に関する情報の集約・発信【市】

建設産業の活性化に資する支援制度等が各機関において数多く実施されていますが、認知度が低く活用されていない制度もあるため、各種支援制度の情報を札幌市の建設産業のホームページに集約し、活用しやすい情報発信を行います。また、札幌市等の認証制度や認定制度の取得は、企業にとってPRにつながるものもあり、取得企業の情報は建設産業も視野に入れている就業活動者にとっても有益であることから、併せて情報発信を行います。

3-6-1 各機関が実施する各種支援制度に関する情報の集約・発信**(取組・方向性)**

- ・各機関が実施する各種支援制度等に関する情報を収集し、札幌市の建設産業のホームページ等と各機関の各種支援制度とのリンクを充実させるとともに、情報を集約しての情報提供方法を検討し、情報を必要とする人が活用しやすい情報発信を行います。**新規**

3-6-2 札幌市等の認証・認定制度に関する企業の取組情報の発信

(取組・方向性)

- ・札幌市等が推進する認証・認定制度等を取得する建設企業等の取組に関する情報を札幌市の建設産業のホームページから情報発信をすることにより、情報の活用や取組の推進を図ります。拡充

<表 10 札幌市が推進する現行の認証・認定制度の例>

制度	現行制度の内容
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証制度 	仕事と子育ての両立に積極的に取り組む企業を認証する制度に女性活躍に関する要素を追加した制度（H30.4 創設）
さっぽろまちづくりスマイル企業認定制度 	地域のまちづくりに関する企業の公益的な活動を推進する制度（R1.7 創設）

■取組目標 4：人材確保、品質確保や地域貢献等に取り組む企業の支援

施策 4-1：企業の人材確保等の取組や技術力を考慮した発注方法の活用【市】

工事等の入札時に、価格に加え技術力などの要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式⁷⁹を充実するなどにより、技術力の向上、企業の人材確保や地域貢献などに積極的に取り組む企業を支援します。

4-1-1 多様な入札契約制度の活用等

(取組・方向性)	
(1) 入札契約制度の活用の方向性	
<ul style="list-style-type: none"> ・価格に加え、技術力などの要素も総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の充実などにより、技術力の向上や企業の人材確保の取組などに積極的に取り組む企業を支援します。なお、令和元年の品確法改正⁸⁰により対象となった調査・設計も含めて総合評価落札方式の活用を図ります。 継続 ・除排雪や災害対応の体制維持を図るため、それらを担う企業の育成や支援に資する制度を検討します。 拡充 	<ul style="list-style-type: none"> ・本プランに掲げる担い手確保や生産性の向上などの新たな取組を促進するため、国や他の地方自治体を参考に、発注方法を幅広く検討します。 新規
(2) 新たな取組を考慮した発注方法の検討の方向性	

<表 11 本プランにおいて推進する取組とそれに対応する現行の発注方法の例>

推進する取組	取組に対応する現行の発注方法について
① 企業の人材確保・育成の取組の推進	総合評価落札方式（人材の育成や支援の取組を評価）
② 企業の品質確保や技術力向上の取組の推進	総合評価落札方式（施工実績や技術力、品質確保の取組等を評価）、入札参加資格の設定（成績重視型、品質マネジメントシステム認証取得）
③ 除排雪や災害対応の体制維持	総合評価落札方式（地域貢献の取組を評価）、入札参加資格の設定（雪対策事業の実績）

⁷⁹ 【総合評価落札方式】 工事等の入札時に、価格に加え価格以外の要素も総合的に評価して落札者を決定する方式。

⁸⁰ 【品確法改正】 公共工事の品質確保に関する国、地方公共団体、受注者等の責務を定めること等により、品質確保の促進を図ることを目的とした法律。2019年6月改正。

施策 4-2：建設産業の活性化に資する取組に対する表彰制度等の検討【市】

各企業において実施されている建設産業の活性化に資する様々な取組を、表彰や認証制度の対象とすることを検討するとともに、またその取組を実施する企業について情報発信を行い、企業の更なる取組の促進や建設産業全体の PR につなげます。

4-2-1 表彰や認証・認定制度の充実・活用等の検討

(取組・方向性)

(1) 企業の取組促進に向けた表彰や認証・認定制度等の検討

- ・建設産業の活性化に資する企業の様々な取組において、表彰や認証・認定制度の対象となっていないものについては、制度の創設を含めた企業の取組の促進策について検討を進めます。**新規**

※建設産業の PR に積極的に取り組む企業や業界団体などを検討対象とすることを想定

(2) 表彰や認証等の対象企業へのインセンティブの検討

- ・表彰や認証等の対象となった各企業について、その評価された内容や取組を札幌市の建設産業のホームページで公表するとともに、建設産業全体の PR にもつなげます。**新規**
- ・各企業の今後の更なる取組を促進するため、表彰や認証等を受けた企業に対して、総合評価落札方式の評価項目としての活用等を検討します。**新規**

<表 12 総合評価落札方式の評価項目となっている現行の表彰・認証制度等の例>

総合評価落札方式の評価項目	現行の表彰・認証制度等
札幌市工事・業務の表彰回数	工事・業務成績優秀業者表彰
札幌市雪対策事業等の従事実績	除雪表彰
札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証の取得状況（ワーク・ライフ・バランス、女性活躍）	札幌市ワーク・ライフ・バランス plus 企業認証
ISO9001 またはサッポロ QMS ⁸¹ の取得状況（工事等の品質管理体制）	ISO9001 認証（別機関）、サッポロ QMS 認証（別機関）

⁸¹ 【サッポロ QMS】札幌市発注工事の品質確保、並びに地元中小建設関連業の品質管理能力の向上を図ることを目的とした品質マネジメントシステムで、ISO9001 と比較して認証の取得・更新や品質管理に要する事務処理の省力化を図るもの。

■ 取組目標 5：企業の経営基盤の強化と適正な利潤の確保

施策 5-1：適正な予定価格の設定【市】

公共工事等の担い手が中長期的に育成・確保されるための適正な利潤が確保されるよう、引き続き、市場や現場の実態等を的確に反映した適正な予定価格の設定を行います。また、工事等の落札率の推移を見極めつつ、国や他の地方自治体の動向や、公共工事等の従事者の賃金をはじめとする労働環境、事業者の経営環境の状況を踏まえた上で、最低制限価格の設定の見直しについて判断していきます。

5-1-1 現場と乖離のない歩掛・積算基準

（取組・方向性）

- ・企業の適正な利潤の確保を可能とするため、積算額と実勢価格に乖離がある場合については、これまでと同様、設計・積算の見直しを図るよう努めるなど、引き続き適正な予定価格の設定を図ります。 継続

5-1-2 適正な利潤の確保に向けた積算基準の設定

（取組・方向性）

- ・週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正など⁸²については、国や他の地方自治体の動向を踏まえ、適切に対処します。 継続

⁸² 【週休2日を達成した工事などの間接費や労務費・機械経費の補正など】週休2日の確保に取り組む工事において、現場での稼働期間が長くなることによる経費の上昇分を考慮して補正するもの。

施策 5-2 : 中長期的な事業量の見通し【市】

地域の守り手となる建設産業の各企業が、健全で持続可能な経営に向けて、計画的に人材確保や資機材の更新を行うことができるように、行政として中長期的な事業量の見通しを示すとともに計画的な事業執行に努めます。

5-2-1 建設事業費の見通しと事業の実施

(取組・方向性)

- ・建設事業費⁸³については、市有建築物や都市基盤などを計画的に維持・更新していくため極力平準化を行うこととし、「札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針⁸⁴」において 50 年間の長期的試算結果を示すとともに、「札幌市まちづくり戦略ビジョン・アクションプラン 2019」(以下「アクションプラン 2019⁸⁵」という。)においては計画期間(2022 年度まで)を通して年 1,000 億円規模を確保しています。このアクションプラン 2019 に示した各事業について、計画的な事業執行に努めます。 継続



札幌市
札幌市まちづくり戦略ビジョン
・アクションプラン 2019 表紙

施策 5-3 : 地域を支える地元企業等の受注機会の確保【市】

地域のインフラの整備・維持、災害時の緊急対応や除排雪など地域を支える建設産業の経営基盤を強化するため、受注機会の確保につながる取組を推進します。

5-3-1 地元企業への優先発注

(取組・方向性)

- ・地域の建設産業育成の観点から、技術的特性⁸⁶等に応じて、過度に競争性を低下させないように留意しつつ、これまでどおり地元企業への優先発注を原則とすることで、地元企業の受注機会の確保に努めます。 継続

⁸³ 【建設事業費】道路、学校、公園などの公共施設の建設や維持・更新等、建設事業に要する経費。

⁸⁴ 【札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針】札幌市が所有する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針。

⁸⁵ 【アクションプラン 2019】上位計画である札幌市まちづくり戦略ビジョンを実現するための中期実施計画として、戦略ビジョンとともに総合計画に位置付けられ、札幌市の行財政運営や予算編成の指針となるもの。計画期間は 2019 年度から 2022 年度までの 4 年間。

⁸⁶ 【技術的特性等】入札参加資格として定めることができる要件(地方自治法施行令第 167 条 5)であり、構造形式や工事規模、施工条件等、工事の施工に必要な技術的な特性。

5-3-2 地域を支える企業の受注機会の確保

(取組・方向性)

- ・災害時の緊急対応や除排雪などの取組を踏まえ、地域を支える企業の受注機会の確保につながる多様な入札方法の活用等に努めます。 **拡充**

施策5-4：下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施【企業】

改正品確法では、公共工事の品質確保に不可欠な担い手の中長期的な育成・確保を主目的として、適正な額の請負代金での下請契約の締結や技術者・技能労働者に係る賃金を含めた労働環境の改善に努めること等が受注者の責務として規定されています。

建設工事の受注者は、工事の適正な施工を確保するため、合理的かつ適正な元請・下請関係の確立に努めるとともに、建設産業における技能労働者の若年入職者の減少している一因は、給与水準の低さと社会保険に未加入の企業が多いことがあげられており、担い手確保のために技能労働者の処遇改善に努める必要があります。

5-4-1 下請契約の適正化及び技能労働者の処遇改善に向けた取組の実施

(取組・方向性)

(1) 下請契約や下請代金支払の適正化の取組

- ・工事の受注者は、品確法や国交省の通知等に基づき、下請契約の締結および適切な代金の支払いなど元請負人と下請負人の間の取引の適正化等に努めます。 **継続**

(2) 技能労働者の処遇改善の取組

- ・工事の受注者は、品確法や国交省の通知等に基づき、技能労働者の適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図ることに努めます。 **継続**
- ・技能労働者の処遇改善とキャリアの見える化を推進するため、建設キャリアアップシステム⁸⁷を活用し、処遇改善や適正な労働時間の管理に努めます。 **拡充**

⁸⁷ 【建設キャリアアップシステム】個々の技能者の現場における就業履歴や保有資格などを、ICカードを通じてシステムに蓄積することにより、技能者の処遇の改善や技能の研鑽を図ることを目指すシステム。2019年4月運用開始。

**【下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について
(2019.12.2 国交省通知)】**

- ・建設企業等に対し、下請契約における請負代金の設定及び適切な代金の支払い等元請負人と下請負人の間の取引の適正化等に努めることを求めた。その際に、検査及び引渡し、下請代金支払い、下請負人への配慮等、技能労働者への適切な賃金の支払い、建設業の働き方改革に向けた適正な工期設定や週休2日の推進等を含む11項目に十分留意することとしている。

【技能労働者への適切な賃金水準の確保について (2019.2.22 国交省通知)】

- ・建設企業等に対し、適切な賃金水準の確保を促し、技能労働者の処遇改善を図ることを求めた。その際に、技能労働者への適切な水準の賃金の支払い、インフレスライド条項⁸⁸の適用等、法定福利費⁸⁹等の適切な支払いと社会保険への加入徹底に関する指導、若年入職者の積極的な確保、ダンピング受注⁹⁰の取り止め、適正な工期設定に伴う必要経費の確保の6項目の措置を講じることとしている。

⁸⁸ 【インフレスライド条項】 予期できない特別の事情により、工期内に急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不適當になったときに、請負代金額の変更を請求できる措置。

⁸⁹ 【法定福利費】 従業員に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額。

⁹⁰ 【ダンピング受注】 公共工事の適正な施工が通常見込まれない価格での契約締結をすることで、工事の手抜き、下請業者へのしわ寄せ、従事者の賃金などの労働条件の悪化、安全対策の不徹底等につながる可能性が高いもの。

施策5-5：下請契約等の適正化に関する啓発の強化【市】

適正な元請・下請関係の確立を促すため、入札参加企業に対する下請契約の適正化に関する啓発を行います。

5-5-1 下請契約等の適正化に関する啓発の強化**(取組・方向性)**

- ・ 全ての入札参加者に対して、下請契約等の適正化に関する国の通知等を踏まえた啓発指導文書を送付します。**継続**
※これまでも全ての入札参加者に対する啓発指導文書を年2回送付
- ・ 市が締結する全ての工事契約において、札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱⁹¹の要約版である「工事施工にあたってのお願い⁹²」を配布するなど、下請契約に関する注意事項についての啓発を強化します。**拡充**
- ・ 建設産業に対して下請契約等の適正化に関する啓発を強化するため、国の通知の周知徹底に向けた情報発信など、実効性を高めるための取組を検討します。**新規**

⁹¹ 【札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱】札幌市の発注に係る建設工事に関し、市における指導及び建設業者の取組について定め、もって施工体系の適正化を図ることを目的とした要綱。

⁹² 【工事施工にあたってのお願い】札幌市で工事受注者に対して配布している工事施工に関する留意事項。札幌市建設工事施工体系適正化指導要綱の周知徹底を図ることが目的。

■ 取組目標 6 : 生産性向上につながる i-Construction の推進

施策 6-1 : ICT 活用工事の拡大【市】

建設産業の働き方改革の推進や労働力不足対策として生産性の向上が不可欠です。現状では市街地工事においては ICT⁹³の適用可能な工事は少なく、プラント工事⁹⁴や営繕工事⁹⁵等では適用可能な技術開発や基準整備が十分ではない状況ではありますが、ICT 活用工事⁹⁶の適用拡大に努めます。

6-1-1 ICT 土工・舗装工やその他の工種への適用拡大の検討

(取組・方向性)

- ・ ICT 活用工事について、今後の適用工種の拡大などの国の動向を注視し、取組の可能性のあるものについて試行を進めていきます。 **拡充**



ICT 活用工事の施工状況

施策 6-2 : i-Construction による事業の効率化【企業、市】

調査、測量から設計、施工、検査、維持管理、更新までのあらゆる建設生産プロセスにおいて抜本的な生産性向上を目指す i-Construction⁹⁷に取り組み、事業の効率化を図ります。

⁹³ 【ICT】「Information and Communication Technology (情報通信技術)」の略で、ネットワーク通信を利用し情報や知識の共有を図るもの。様々な産業分野における生産性向上を図るために活用され、新技術が開発されている。

⁹⁴ 【プラント工事】水道、下水道、ごみ処理などの処理施設の設備に関連する工事を指す。

⁹⁵ 【営繕工事】建築物の新築・増改築・修繕工事などを一括して総称する。

⁹⁶ 【ICT 活用工事】生産性向上を図るため、起工測量、設計データ作成、ICT 建機による施工、施工管理、納品の各段階で ICT 施工技術を全面的に活用する工事。

⁹⁷ 【i-Construction】国土交通省が進める取組であり、ICT の全面的な活用等の施策を建設現場に導入することによって建設生産システム全体の生産性向上を図り、魅力ある建設現場を目指すもの。

6-2-1 除排雪作業の効率化・省力化に向けた ICT の活用

(取組・方向性)

- ・札幌市冬のみちづくりプラン 2018⁹⁸に示した次の事例についての取組を進めます。 **新規**

【「札幌市冬のみちづくりプラン 2018」で示した ICT 活用の取組事例】

- ・ 1人乗り除雪機械の導入
- ・ GPS⁹⁹を活用した作業日報などの提出書類の電子化や除雪機械の運行管理の最適化
- ・ ダンプトラックの運搬距離低減や台数縮減に向けた排雪時の雪堆積場選定の自動化
- ・ 除雪現場の省力化に関する様々な活動を検討する「i-Snow¹⁰⁰」への参画による先進技術の共有と活用

6-2-2 ICT 新技術の市街地工事や維持管理分野への活用の検討

(取組・方向性)

- ・ i-Construction による事業を拡大していくため、導入が難しいとされる市街地工事や維持管理分野¹⁰¹への ICT の活用を、新技術の開発や国の技術基準類の整備等の動向を踏まえて検討します。 **新規**

6-2-3 コンクリートのプレキャスト化の活用の検討

(取組・方向性)

- ・ コンクリートの生産性向上を図る部材のプレキャスト化¹⁰²は、特に工期に制約が大きい場合に有効であることから、工事現場での導入拡大を検討します。 **拡充**

⁹⁸ 【札幌市冬のみちづくりプラン 2018】札幌市の雪対策を取り巻く課題への対応をまとめた基本計画

⁹⁹ 【GPS】衛星からの信号を受信し、地球上の現在位置を測定するシステム。

¹⁰⁰ 【i-Snow】除雪現場の省力化による生産性・安全性の向上に関する取組プラットフォームの通称。

¹⁰¹ 【導入が難しいとされる市街地工事】ICT 土工では、土工量 10,000m³ 以上で地下埋設物などの支障物の影響を受けない現場条件の工事は工期短縮や省力化につながる効果が大きいのにに対し、市街地工事では費用に見合う効果を上げることが難しい。

¹⁰² 【部材のプレキャスト化】コンクリート構造物において、現場打ちコンクリート部材以外の部材を、工場又はこれと同等の施工条件が備わった現場近くのヤードで製作することで工期短縮を図る。

6-2-4 BIM/CIM 活用業務及び設計段階からの3次元設計図面の導入の検討

(取組・方向性)

- ・ BIM/CIM 活用業務¹⁰³の導入を図るとともに、3次元データの活用¹⁰⁴に向けた環境整備等の検討を進めます。新規

施策 6-3 : ICT 施工の導入促進策の検討【市】

今後 ICT 施工の拡大を目指すにあたり、ICT 活用工事の推進を図る方策等を検討します。

6-3-1 ICT 施工の導入促進策の検討

(取組・方向性)

- ・ 国の直轄工事や他の地方自治体での運用を参考に、ICT 活用工事での実施率を上げる方策を検討します。新規
- ・ 市街地工事での ICT 施工を促進するため、ICT 建機のリース料に係る持ち出し費用の発生などの課題を踏まえ、支援策を検討します。【施策 3-2-3 再掲】 新規

施策 6-4 : 受注者の作業効率化の推進【市】(施策 2-4 再掲)

建設産業では人材不足が進むなか、改正労働基準法への適合と働き方改革の取組が求められる状況となっています。また、令和元年度に改正された品確法においては、公共工事に関する測量、調査及び設計が法の対象に追加されたことにより、業務成果の品質向上が求められることとなりました。そのため、工事や業務の作業効率化に資する取組を推進します。

6-4-1 工事に係る事務の効率化 (2-4-1 参照)

6-4-2 業務等の効率化に資する取組 (2-4-2 参照)

¹⁰³ 【BIM/CIM 活用業務】調査・計画、設計業務において、後工程のために必要な3次元モデルを作成し、効率的で質の高い建設生産システムである CIM (Construction Information Modeling, Management、一方 BIM は建築物 : Building) に活用するもの。

¹⁰⁴ 【3次元データの活用】測量・調査、設計、施工、維持管理の各段階において、3次元データを一貫して活用することで効率化・高度化を図る。

■ 取組目標 7：建設産業の発展に向けた横断的な取組の実施

施策 7-1：企業の事業承継などの取組への支援【市】

業績や資金面に何ら課題を抱えていないにも関わらず、後継者不在のため中小企業が廃業に追い込まれるケースが増加しており、建設産業の体制確保への影響や地域経済の衰退にもつながる懸念があることから、企業の事業承継などの支援策を検討し、雇用環境の確保を図ります。

7-1-1 事業承継に関する市の取組との連携

（取組・方向性）

- ・建設分野において企業の後継者不在を原因とした廃業を防ぐ取組を進めるため、事業承継に関する市の取組との連携を図ります。**拡充**

（参考）事業承継に関する市の取組例

- ・札幌市では、2019年度より後継者不在の中小企業を対象に面談等による積極的な支援を進め、事業の譲り受けを希望する者とのマッチングなどの取組を実施している。

7-1-2 事業承継や合併などにおいて体制維持を目指す企業への支援策の検討

（取組・方向性）

- ・入札参加者に対する合併支援策¹⁰⁵について周知を図ります。**継続**
- ・建設分野の各企業が合併等による体制維持を目指す際の課題等を整理し、支援の在り方や方法等について検討します。**新規**

施策 7-2：関係業界との連携強化【企業、市】

建設産業以外の関係業界においても担い手不足が生じており、円滑に工事等を実施するため、関係業界との連携強化を図ります。

¹⁰⁵ 【入札参加者に対する合併支援策】合併存続会社及び合併消滅会社に対し、経営事項審査結果に基づき算出した点数を、等級の格付けを行う点数に加算するもの。合併により上位等級となる場合、従来の等級の入札に参加できる。

7-2-1 建設業以外の下請業者や取引業者の確保に向けた連携強化

(取組・方向性)

- ・下請等の関係業界との連携強化を図り、業界の意見などを考慮して施策を検討します。**拡充**

【下請契約及び下請代金支払の適正化並びに施工管理の徹底等について(2019.12.2 国交省通知)】

- ・通知に示している 11 の留意事項 (p94 参照) において、「資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者、警備業者及び運送業者等」に対しても建設業の下請企業に準じた配慮をすることを求めている。

施策 7-3 : 札幌市産業人材創出推進本部や関連計画等との連携【市】

札幌市の産業人材の創出に関する対策を全庁的に推進する札幌市産業人材創出推進本部¹⁰⁶や関連する計画等との連携を図りながら進めます。

7-3-1 札幌市産業人材創出推進本部の取組との連携

(取組・方向性)

(1) 産業人材の掘り起こし等に関する取組

- ・札幌市産業人材創出推進本部に設置される「労働力不足業界支援分科会」において、各業界の実態把握や情報共有・連携強化を図っていくため、建設分野の実態把握等を進めるとともに、分科会で検討される産業人材の掘り起こしやマッチング等の取組について連携を行うことで、建設分野の支援につなげていきます。**拡充**

(2) 外国人材の受入支援に関する取組

- ・札幌市産業人材創出推進本部に設置される「外国人材受入支援検討分科会」において、外国人材の受入を必要としている企業が円滑に受け入れることができるような支援の検討を進めるため、建設分野の外国人材の受入のニーズを把握しながら連携を図っていきます。**新規**

¹⁰⁶ 【札幌市産業人材創出推進本部】建設分野をはじめ、今後も需要が見込まれる福祉・医療・介護分野などにおいて、外国人材も含め、その技能や専門性を存分に発揮できる環境づくりと人材確保に取り組むため、2019年7月に立上げた。本部長は札幌市長。

7-3-2 市の関連計画との連携

(関連計画との連携について)

- ・本プランの取組にあたっては、以下に例示する関連計画等との連携を図りながら進めていくものとします。**拡充**

＜表 13 本プランに関連する計画の例＞

関連計画	関連事項など
第2期さっぽろ未来創生プラン（2020.3改定）	人口減少の緩和に関する個別計画として、重点プロジェクトに「さっぽろで働く」の支援、子育て環境の充実、まちの魅力アップを掲げて、オール札幌で取組を推進
第2次札幌市都市計画マスタープラン（2016.3改定）	札幌の都市計画に関する基本的な方針として、目指すべき都市像の実現に向けた取組の方向性を全市的視点から整理したもので、個別事業においても指針として活用
札幌市市有建築物及びインフラ施設等の管理に関する基本的な方針（2019.12改定）	インフラ施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するための基本方針であり、施設総量について10年後の中期的目標を設定するとともに、30年、50年の長期的試算を示し、それに基づき中長期的な事業費の見通しを示す
札幌市地域防災計画（随時改定）	第2章災害予防計画（公共施設の災害対策等）、第3章災害応急対応計画（災害時の応援協定締結等）など建設産業の役割と深い関連
札幌市強靱化計画（2019.12改定）	災害に強いまちづくりに向けて防災・減災及び復旧・復興に資する施策を総合的、計画的に進めるための計画であり、施策プログラムにインフラ施設の防災対策や建設産業就業者の確保・育成などが位置付けられる
札幌市冬のみちづくりプラン2018（2018.12改定）	少子高齢化や人口減少社会を見据えた持続可能な冬の道路環境を実現するための雪対策の基本計画であり、雪対策の担い手である建設業は本プランの対象と重なるため、特に連携を要する
札幌市産業振興ビジョン（2017.1改定）	中小企業振興施策の総合的な計画であり、中小・小規模企業への経営基盤の強化や担い手確保・育成、女性が働きやすい職場環境の整備など様々な支援等を行うことにより産業振興を推進
第4次男女共同参画さっぽろプラン（2018.4改定）	男女共同参画社会の実現を目指し、男女共同参画を推進するための環境整備や女性活躍に取り組む企業への支援などの男女の多様な働き方の推進などを目標に掲げる

新・さっぽろ子ども未来プラン（2015.3 改定）	ワーク・ライフ・バランス推進事業などの働きながら子育てしやすい環境整備の支援等を掲げる（※2020年度に次期プランを策定予定）
札幌市教育振興基本計画（2019.2 改定）	教育に関する施策を総合的・体系的に推進するための計画であり、地域の企業等と連携した職場見学や職業体験などを推進する「小・中学校における進路探究学習の充実」などが含まれる
第3期札幌市市民まちづくり活動促進基本計画（2019.6 改定）	市民まちづくり活動を促進する取組を総合的・計画的に推進する計画であり、企業の社会貢献活動の促進なども含まれる

施策 7-4：教育分野との連携【市】

子どもが建設産業の役割について理解を深める機会を拡大するために、学校教育等と効果的に連携する方策を検討します。

7-4-1 建設産業に対する子どもの理解の醸成

（取組・方向性）

- ・学校教育等の中で、様々な職業について学ぶ機会として職場体験などが取り入れられていることを踏まえ、建設現場の活用など今後の連携拡大に向けて検討します。 **拡充**
- ・子どもがインフラ施設などの役割や除排雪などについて学ぶ際に、建設産業の役割等についても併せて理解してもらおうことができるよう、子どもや教育に関わる分野との連携を図ります。 **拡充**

施策 7-5 : 他機関の建設産業関連施策との連携【市】

担い手確保に向けた様々な施策の推進にあたって、他機関で実施されている建設産業関連の施策との連携を図ります。

7-5-1 他機関の建設産業関連施策との連携

(取組・方向性)

- ・各施策の推進にあたって、建設産業を取り巻く担い手不足の状況など多くの課題を共有する北海道開発局や北海道との連携を強化し、効果的な取組を目指します。**拡充**
- ・支援制度の検討にあたって、厚生労働省や保証事業会社をはじめ他機関が行う各種支援事業を踏まえ、必要な調整を図りつつ、制度の利用者にとって使いやすい支援策を目指します。**新規**

■ 取組目標 8 : 将来に向けた広い観点での中長期的課題の検討

施策 8-1 : 地元建設産業の持続的な体制確保に向けた中長期的課題の検討【市】

外国人労働者への対応や産業構造の変化など今後の大きな局面の変化や国の動向などを踏まえ、持続的な体制確保に向けた中長期的な課題について検討します。

施策 8-2 : 国の政策に関する要望の対応検討【市】

建設産業の持続的な体制確保のため、必要な政策を業界と一緒に国に対して働きかけるなどの対応を検討します。

施策 8-3 : 官民含めた建設業界全体での働き方改革の推進【企業、市】

民間発注の工事等においても働き方改革が推進されるよう、官民の発注者が連携した取組を推進します。

